

セーフティネット住宅登録申請の方法について

1. 電子申請の場合

(1) 登録申請書

セーフティネット住宅情報提供システム（<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>）で登録情報を入力し、申請情報の確定を行なってください。

申請情報の確定をした後、1ヵ月経過しても寝屋川市から連絡がない場合には、システムエラー等により寝屋川市に登録情報が届いていない可能性がありますので、登録担当部局までお問い合わせください。



(2) 間取り図

セーフティネット住宅情報提供システム内の「地方公共団体の指定書類」に PDF 形式でアップロードしてください。アップロードがうまくいかない場合等には、間取り図を添付したメールを登録担当部局までご送付ください。

(3) 誓約書

セーフティネット住宅情報提供システム内で作成されます。申請情報の確定を行なうことで誓約書の提出が完了したことになります。

(4) イ～ニのいずれかの書類（登録申請書類チェックリスト参照）

セーフティネット住宅情報提供システム内の「地方公共団体の指定書類」に PDF 形式でアップロードしてください。アップロードがうまくいかない場合等には、必要書類を添付したメールを登録担当部局までご送付ください。

2. 郵送 または 持参 の場合

- (1) 登録申請書※₁
- (2) 間取り図
- (3) 誓約書※₁
- (4) イ～ニのいずれかの書類（登録申請書類チェックリスト参照）

電子申請の場合と同様の方法で(1)～(4)の書類を紙ベースで作成（準備）し、それぞれ 2 部（正本 1 部・副本 1 部）を登録担当部局に郵送又は持参してください。

（注意）

※₁ セーフティネット住宅情報提供システムで必要事項を入力し、登録情報の確定を行なうと、登録申請書と誓約書（PDFファイル）を出力できるようになります。それぞれを印刷し提出してください。

※₂ 紙ベースでの申請の場合、登録完了後、申請者に副本を返却します。郵送での副本の返却を希望される場合には、副本一式が入る返信用封筒（切手を貼ったもの）を登録申請時に提出するようにしてください。

その他

- ・申請内容に修正事項等がある場合、別途担当者より連絡を行ないますので、ご対応いただきますようお願いいたします。
- ・登録完了した住宅に対して、登録通知書を発行しています。登録通知書は寝屋川市よりメールにて送付または郵送いたしますので、届いた通知書は大切に保管するようにしてください。
- ・登録内容に変更が生じた際には、変更の届出が必要です。登録担当部局までご相談ください。